

覚書

- 一 賃金ヲ値下セス
 - 二 理由ナキ解雇ヲ為サス
 - 三 給料支拂ハ毎月十四日晦日ノ二回トス
 - 四 請願車價ヲ明示ス
 - 五 工場法ハ皆厳實施ス
 - 六 差別待遇ハ為サス
 - 七 衛生設備ヲ完備ス
- 右各項ハ昭和六年七月二十九日迄著令一因順願シ為シ今三十日工場主深井竹太郎及組合代表團田重吉佐野久代表官須永平 澤田儀三郎ハ未考前之三會協議ノ上決定セルモノニテ今後之ヲ履行ヲ為スハ覺書ヲ各自一遵守為念亦務スルモノナリ

昭和六年七月三十日

(事務所長 高橋守雄)

以上

労働第二六三四號

昭和六年六月二十九日

警視總監 高橋守雄

手帳 6.7.1 2680

内務大臣 安達謙藏殿
 社会局長 官政殿
 各廳府縣長官殿 (公文用紙)

發生六二八解決ハ、三一
 使用労働者九二
 守護参加者七〇
 関係労働組合(今三三労働)

合資会社山本工場労働争議ニ関スル件 (発生)

要旨 職工八名(うち三名)が六月二十八日職工組合に對シ解雇発表

標記工場ニ争議発生スルノ其ノ状況

一 発生ノ場所 東京府下荏原郡又崎町大字若木橋ニ番地